

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	48 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	35 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

昭和36年、私の両親が私の国民年金加入と国民年金保険料の納付をしてくれたが、38年の結婚後は、主に夫が私の保険料の納付をしてくれた。夫は几帳面でかなり前から申立期間の保険料が未納となっていることに疑問を持ち、何度となくA社会保険事務所に確認にいていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が申立期間を含め国民年金保険料を主に納付したとしているところ、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月に国民年金に加入し、結婚した38年5月から第3号被保険者となる直前の61年3月までの期間について任意加入している上、申立期間を除き保険料をすべて納付していることから、申立人及びその夫の保険料の納付意識が高かったものと認められ、3か月と短期間の申立期間を未納とするのは不自然である。

また、申立人は、申立期間後の昭和44年8月、B市からC市に転居しており、C市の被保険者名簿兼検認票には、納付済みと記録されていた申立期間の保険料が平成4年8月に未納と変更されていることから、申立人の国民年金に関する記録にB市又は同市からC市へ進達される段階で、何らかの不手際があった可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月

申立期間の国民年金保険料については、A 町役場(現在は B 市役所)から連絡があり国民年金の加入手続をした際、役場の窓口担当者から求められた国民年金保険料をすべて納付した記憶があるので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A 町役場から国民年金に加入するよう連絡があり同役場で加入手続をした際、窓口担当者から納付を求められた保険料額全額を納付した記憶があるため納付したはずだと主張しているところ、申立人は、国民年金手帳記号番号から昭和 39 年 9 月に国民年金に加入したことが推認され、申立期間直後の 38 年 11 月からの国民年金保険料をさかのぼって納付しており、20 歳となった申立期間 1 か月分の保険料のみ未納であるのは不自然である。

また、申立人は申立期間の 1 か月を除き、60 歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付しており、同居していた申立人の両親も昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足以後、申立期間を含め 60 歳に至るまでの保険料をすべて納付していることから、申立人及びその両親の納付意欲は極めて高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から同年12月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から同年12月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

申立期間①については、実家のA市で母と一緒に集金人に月額100円の国民年金保険料を納付しており、一緒に納付していた母は納付済みである。

申立期間②については、夫と一緒に銀行の職員に保険料を渡して納付しており、一緒に納付していた夫は納付済みである。

未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A市B区の実家でその母と一緒に集金人に国民年金保険料を納付したとしているところ、一緒に納付していた母は納付済みとなっており、申立期間当時、B区では集金人による保険料徴収が行われていたことが確認できることから、その主張に不自然さはみられない。

また、申立期間②について、申立人は、当時から飲食店を経営しており、毎月集金にきていた銀行職員にその夫と二人分の保険料を渡し納付したとしているところ、一緒に納付していた夫は納付済みであり、申立人の保険料のみを未納とするのは不自然である。

さらに、申立期間①は10か月、申立期間②は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間①及び②以外では、20歳から60歳までの40年間にわたり保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲が高かったものと認められ、申立期間①及び②の保険料を未納とするのは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から53年3月まで
② 昭和60年6月

申立期間①については、転職により、夫が厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ってから1年もたたないころ、夫が私の国民年金への加入手続きも行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間②については、夫の預金口座からの口座振替により納付していた。

夫は非常に几帳面な性格であり、国民年金加入後は、未納があると将来国民年金が受給できなくなると思い、国民年金保険料の納付については気にかけていたことから、私の保険料のみ納付しないことはありえないことであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その夫の預金口座からの口座振替により国民年金保険料を納付したとしているところ、社会保険庁の記録によれば、申立人及びその夫の申立期間②前後の期間の国民年金保険料は、いずれも月初めに夫婦一緒に納付されていることから、申立期間②前後の期間については、申立人の主張どおり夫の預金口座からの口座振替により夫婦二人分の保険料を納付していたと推認される上、夫は、1か月と短期間の申立期間②の保険料を昭和62年2月5日に納付しているため、保険料の振替口座の変更等により口座振替が行えず、さかのぼって過年度納付したと考えられ、申立人のみ申立期間②の保険料を未納のままとすることは考え難い。

2 申立期間①について、申立人は、その夫がA市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市（現在のC市）に転居後の昭和53年6月ころに払い出されており、その時点では、申立期間①は時効により納付できない期間及び過年度納付によりさかのぼって納付する必要がある期間となるが、申立人及びその夫は、その時点でさかのぼって納付した記憶は無いとしており、A市在住時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から42年3月までの期間及び42年8月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から42年3月まで
② 昭和42年8月から43年3月まで

申立期間①については、A県B町役場で父親が納付したはずであり、申立期間②については、私がB町役場及びC区役所で納付しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続や保険料の納付をしたとしているところ、申立期間に対応する父親の国民年金保険料の納付記録は納付済みであり、当時同居していたその母親の納付記録も納付済みとなっている。

また、申立期間①は、14か月間と比較的短期間である。

2 申立期間②については、申立人がB町役場及びC区役所で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は申立期間当時の納付方法、納付場所等を具体的に記憶しており、申立てに信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間②の前後の期間について納付しており、8か月間と短期間である申立期間②の保険料を納付できない特別の事情は見当たらない。

3 申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年12月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年6月まで
② 昭和48年4月から同年12月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで

国民年金が始まった当初、自宅に来たA区役所の職員の勧めで夫婦一緒に国民年金に加入し、妻が私の国民年金保険料も一緒に納付していた。申立期間①については、A区の出張所で、申立期間②及び③については、B市役所又はC銀行（現在は、D銀行）E支店でそれぞれ定期的に納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②に近接する昭和47年度及び申立期間③に近接する昭和49年1月から同年12月までの納付記録は、平成20年5月16日に未納から納付済みに訂正されており、社会保険庁の記録管理に不備がみられる。

また、申立人は、申立期間②及び③を含む昭和46年8月から58年3月までは、国民年金に任意加入しており、任意加入期間中、申立期間②及び③以外の国民年金保険料に未納が無いことから、納付意識は高かったものと認められる上、申立期間②は9か月、申立期間③は3か月といずれも短期間である。

2 一方、申立期間①については、申立人の配偶者も未納となっており、申立人が申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年12月までの期間及び41年12月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から同年12月まで
② 昭和41年12月から42年3月まで

国民年金の加入手続は父がしてくれた。国民年金保険料は父が自治会の集金で、家族の分と一緒に納付していたと思う。結婚後は、国民年金の手続について覚えていないが、昭和42年4月から同年6月までの保険料が納付済みなので、父が納めてくれていたかもしれない。申立期間について、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間①前後は納付済みであり、申立期間①と同一年度である昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料が納付されていることから、申立期間①の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間①当時、申立人と同居し、一緒に国民年金保険料を納付したとするその兄及び兄嫁は納付済みである。

2 申立期間②について、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることが特殊台帳により確認でき、9か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成元年1月までの期間、2年4月から4年1月までの期間、4年5月及び5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和63年11月から平成元年1月まで
② 平成2年4月から4年1月まで
③ 平成4年5月
④ 平成5年3月

私は国民年金の加入手続は両親にしてもらったが、働くようになった23歳ころからは自分で保険料を納付し、納付できない時は保険料の免除申請をするなどの手続を行った。毎年、納付書により1か月ごとに納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は申請免除期間直後から国民年金保険料を納付し始め、申立期間①直前まで継続して19か月納付しており、当時、住所や仕事に変化は無く、申立期間①のみ保険料を納付しない特段の事情は見当たらない。

また、申立期間①は3か月と短期間である。

2 申立期間②について、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、申立期間②直前の平成2年3月の保険料を納付していることから、この時点で申立人の納付意識は高かったものと考えられ、その後の期間について納付しないと考えるのは不自然である。

また、平成2年8月にA市へ転居した際も、国民年金の住所変更届、氏名変更届を適切に行っていることが申立人が所持する年金手帳から確

認できることから、申立人の納付意識を踏まえると転居後も保険料納付を続けたと考えるのが自然である。

- 3 申立期間③及び④について、申立人は、申立期間③及び④と同一年度である平成4年2月から同年4月まで及び同年6月から5年2月までの国民年金保険料を過年度納付していることから、過年度納付した時点で同様に過年度納付できる申立期間③及び④を納付しないのは不自然である。

また、申立期間③及び④はいずれも1か月と短期である。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年9月まで

私達夫婦は、昭和39年10月にA社会保険事務所の職員が自宅に国民年金の加入勧奨に来たので、その時に加入手続をするとともに39年4月から同年9月までの現年度分と一緒に36年4月から39年3月までの未納分を納付した。

保険料を納付したときに、社会保険事務所の職員が国民年金手帳の昭和36年度から38年度までの印紙検認台紙に印紙を貼り、割り印を押し、台紙を切り取り、検認印は町役場で押してもらおうようにと言ったことを覚えている。

確かに支払ったはずの30か月分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳到達まで国民年金保険料を完納しており、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人は、昭和39年10月にA社会保険事務所の職員が自宅に国民年金の加入勧奨に来たので、国民年金の加入手続をするとともに、36年4月から38年9月までの保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人が所持するA社会保険事務所発出の通知文書及び38年10月から39年3月までの過年度納付に係る領収証書から、A社会保険事務所の職員が39年10月に過年度保険料の収納を行ったことが確認でき、納付意識の高い申立人が、その時点で納付可能であった37年7月から38年9月までの分を納付しなかったとは考え難い。

しかし、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月までについては、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料納付に関する申立人の記憶も曖昧である上、申立人が国民年金に加入した 39 年 10 月時点では当該期間は時効により納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 7 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年9月まで

私達夫婦は、昭和39年10月にA社会保険事務所の職員が自宅に国民年金の加入勧奨に来たので、その時に加入手続をするとともに39年4月から同年9月までの現年度分と一緒に36年4月から39年3月までの未納分を納付した。

保険料を納付した時に、社会保険事務所の職員が国民年金手帳の昭和36年度から38年度までの印紙検認台紙に印紙を貼り、割り印を押して台紙を切り取り、検認印は町役場で押してもらおうようにと言ったことを覚えている。

確かに支払ったはずの30か月分が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳到達まで国民年金保険料を完納しており、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人の妻は、昭和39年10月にA社会保険事務所の職員が自宅に国民年金の加入勧奨に来たので、国民年金の加入手続をするとともに、36年4月から38年9月までの保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の妻が所持するA社会保険事務所発出の通知文書及び38年10月から39年3月までの過年度納付に係る領収証書から、A社会保険事務所の職員が39年10月に過年度保険料の収納を行ったことが確認でき、

納付意識の高い申立人が、その時点で納付可能であった 37 年 7 月から 38 年 9 月までの分を納付しなかったとは考え難い。

しかし、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 6 月までについては、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料納付に関する申立人の記憶も曖昧である上、申立人が国民年金に加入した 39 年 10 月時点では当該期間は時効により納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 7 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

私は、将来の年金確保のため昭和50年1月30日に国民年金に任意加入し、保険料を納付した。昭和52年度から付加保険料も納付した。保険料納付に係る督促は受けたこともなく、付加年金を含め保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月30日に国民年金に任意加入して以降、申立期間以外に未納期間は無の上、昭和52年度から付加保険料も払い、自営を始めた61年4月に任意から強制へと種別変更も適切に行っており、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は、申立人が付加保険料を納付し始めてすぐの期間であり、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、6か月と短期間である申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月及び同年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月及び同年3月
申立期間の国民年金保険料については、社会保険事務所から還付済みであると回答をもらったが、還付金を受領した記憶はない。
申立期間について、還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立人は昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年1月18日に納付したことが確認できる。
また、A社会保険事務所保管の昭和53年度還付整理簿には申立人について記載されていないことが確認できる。
さらに、還付記録がある場合に存在すべき社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の存在も確認できない。
その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年11月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から48年3月まで
② 昭和53年11月から54年3月まで

昭和36年6月の結婚を契機に元夫と国民年金加入手続を行い、元夫の国民年金保険料とともに集金人及び納付書により毎月二人分の保険料を納付していた。

申立期間について、一緒に納付していた元夫は、納付済みとなっているのに、私の分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年12月に払い出されており、その時点で48年4月から50年12月までの国民年金保険料が第3回特例納付により、51年1月から53年3月までの分が過年度納付により納付されていることが確認できること、及び申立期間直後の54年4月から60歳到達まで完納しており、申立人の納付意識は高かったと認められることから、5か月と短期間である申立期間を納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間①について、申立人は、国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶は無いとしているが、昭和53年12月の手帳記号番号払出時に、過年度納付及び第3回特例納付により、48年4月までさかのぼって保険料を納付していることが確認でき、これにより受給要件の25年(300か月)を満たしていることから、加入時に受給要件を満たす最低限の期間を納付したと考えるのが自然である。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年11月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から8年12月20日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額が、平成8年12月25日に実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の報酬に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、監査役を務めていた株式会社Aは、平成8年12月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人を含む10人の標準報酬月額が同日以降の同年12月25日付けで、6年12月1日まで遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

このうち、申立人の標準報酬月額は、平成6年12月から8年11月までの間が20万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

また、同僚が提出した株式会社Aに係る平成8年12月の賃金台帳に記載の申立人の厚生年金保険料から、申立期間の一部については標準報酬月額20万円に相当する厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は社会保険手続には関与していないと主張しているところ、事業主は、申立人は会社の顧問的存在で厚生年金保険関係業務には関与していないと供述しており、厚生年金保険関係業務担当の役員は、申立人は厚生年金保険関係業務には関与していないと供述している。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理

由はなく、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 20 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から同年8月6日まで
社会保険庁の記録では、株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額が36万円から9万8,000円に引き下げられているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年1月から同年7月まで36万円となっていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年8月6日より後の同年8月18日付けで、申立人及び同社従業員の5人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時工場勤務であり、経理等は一切関与していなかったと主張しており、当時の同僚も、申立人は工場勤務で、社会保険関係事務には関与していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 7 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 7 年 10 月 1 日より後の同年 10 月 3 日に、6 年 7 月にさかのぼって 38 万円から 20 万円に引き下げられているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 6 年 7 月から 7 年 9 月まで 38 万円となっていたところ、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 7 年 10 月 1 日より後の同年 10 月 3 日付けで、被保険者資格取得日である 6 年 7 月 1 日にさかのぼって 20 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時警備担当であり経理等には一切関与していなかったと主張しており、当時の同僚も、同様な供述を行っている。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成7年1月から同年9月までは50万円に、同年10月から8年2月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年3月31日まで
A株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より低い金額に減額されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年1月から同年9月までは50万円、同年10月から8年2月までは41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった8年3月31日より後の同年4月1日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正され、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額が30万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は申立期間当時取締役であるが、A株式会社の顧問税理士事務所の当時の担当者は、申立人は営業担当役員であり、厚生年金保険関係の届出等には関与していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、当該処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年1月から同年9月までは50万円、同年10月から8年2月までは41万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成3年11月から4年4月までは53万円であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から4年5月31日まで
株式会社Aに勤務していたが、平成4年5月31日に倒産した。社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が3年11月にさかのぼって53万円から24万円に引き下げられているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年11月から4年4月まで53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年5月31日より後の同年6月19日付けで、申立人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正され、申立期間における標準報酬月額が24万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時営業担当役員であり、経理等の事務には一切関与していなかったと主張しており、当時の同僚も、申立人は社会保険関係事務には関与していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡^{そきゆう}及して行う合理的理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和43年10月2日であると認められることから、同社C支店における資格喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、申立期間の標準報酬月額については2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月2日から同年10月2日まで
昭和43年4月に株式会社Aに入社し、46年1月に退社するまで継続して勤務していた。43年4月1日から同社C支店で勤務し、同年10月2日付けでD支店に転勤したが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

失業保険の加入記録、株式会社Bの回答及び同僚の供述により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和43年10月2日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、株式会社Bでは、当時の厚生年金保険手続関係資料は無いため、申立人の株式会社AのC支店における資格喪失日は不明であるとしているところ、社会保険事務所が管理する同社C支店に係る被保険者名簿では、申立人の同社C支店における資格喪失日は、社会保険庁のオンライン記録と同じ昭和43年4月2日となっているが、同名簿には、同年10月に標準報酬月額の定時決定が行われたことが記録されている上、資格喪失届の受付日は同社C支店の次に勤務した同社D支店における被保険

者資格取得日である同年 10 月 2 日より後の同年 10 月 8 日（同社 C 支店での被保険者資格喪失日から約 6 月後）となっていること、さらに、被保険者名簿で確認できる同社 C 支店の従業員 10 人の資格喪失日は喪失後 1 日から 16 日後に処理されていることから判断すると、申立人のみ資格喪失の半年経過後かつ異動先の D 支店における資格取得日以降に資格喪失日を処理されたとは考え難いことから、社会保険事務所において申立人の被保険者資格喪失に係る事務処理を誤った可能性が高いものと考え

る。

これらを総合的に判断すると、申立人の株式会社 A の C 支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 43 年 10 月 2 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社 A の C 支店における昭和 43 年 4 月の社会保険事務所の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から4年3月31日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額が44万円から減額されているので訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、従業員として勤めていた株式会社Aは、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は、同日以降の同年5月2日に、2年10月から3年8月までが44万円から34万円に、同年9月から4年2月までが44万円から8万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、株式会社Aの役員及び複数の同僚は、申立人は営業担当であり、社会保険事務手続には関わっていないと供述している。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から44万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から4年3月31日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額が8万円に減額されているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、取締役を務めていた株式会社Aは、平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年5月2日に、2年8月から4年2月までが53万円から8万円に遡及して訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人は、上記の減額処理が行われた当時は営業担当の取締役であり、社会保険関係業務は担当していなかったと主張しており、当時の役員及び複数の同僚も、申立人は営業担当で社会保険事務手続には関わっていないと供述している。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及^{そきゆう}して行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を平成5年12月6日に訂正し、同月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月6日から6年1月1日まで

A株式会社には平成5年12月6日から勤務しており、提出した給与明細書のとおり、同年12月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の社員台帳により、申立人が同社に入社したのは平成5年12月6日であることが確認でき、申立人が所持している給与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成5年12月の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における給与明細書の保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者の資格取得届の記載を誤ったとしていることから、事業主が平成6年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る5年12月の保険料の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成4年11月から5年9月までは26万円、同年10月から6年3月までは28万円に訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年4月26日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、株式会社Aで勤務していた期間のうち、平成4年11月から6年3月までの標準報酬月額が、実際の給料(26万円ぐらい)より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人から提出があった平成4年11月から6年5月までの給料支払明細書のコピー及び社会保険庁のオンライン記録の被保険者資格記録回答票から、4年11月から5年9月まで26万円、同年10月から6年3月まで28万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Aについて、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年4月26日の翌日の同月27日に、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録が減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が4年11月から6年3月までは11万円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、同社の商業登記簿謄本から、申立期間当時取締役を

務めていたことが確認できるが、当時の複数の社員が、「申立人は、製造部門の取りまとめ役で社会保険事務に関与していなかった」旨それぞれ供述していることや、当該事業所において申立人の雇用保険の加入記録が認められることから、申立人が、自身等の標準報酬月額の訂正に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年11月から5年9月までは26万円、同年10月から6年3月までは28万円に訂正する必要がある。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、株式会社Aで勤務していた期間のうち、平成7年2月から同年6月までの標準報酬月額が、実際の給料(40万円ぐらい)より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年2月から同年6月まで41万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Aについて、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した平成7年7月1日以降であり、かつ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった同年9月1日以降の同年9月27日に、申立人の標準報酬月額が同年2月から同年6月までは30万円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、同社の商業登記簿謄本から、申立期間当時取締役を務めていたことが確認できるが、元事業主は「社会保険事務所に対する訂正処理や書類の作成等は自分が行った」と供述している上、当時の複数の社員が、「申立人は、現場の監督で社会保険事務に関与していなかった」旨それぞれ供述しており、また同社の決算申告を委託していた税

理士事務所からも「社会保険事務は代表者一人のみで行っていた」との供述があることなど、申立人が、自身等の標準報酬月額の訂正に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成7年2月から同年6月までは41万円に訂正する必要がある。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月8日から同年10月31日まで
株式会社Aは、以前勤務していた株式会社Bの得意先であり、給与を50万円支払うという契約で就職した。

給与は契約どおり支払われたが、平成20年12月になって社会保険事務所の職員から、標準報酬月額が19万円になっていると知らされた。

これまで、会社からの説明も一切無く、納得ができないので、正当な標準報酬月額に改定してほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本の閉鎖謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する平成3年1月から同年9月までは50万円とされていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（3年12月31日）の後の4年2月20日付けで、3年1月8日に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額が19万円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、雇用保険受給資格者票に記入されている離職時賃金日額により、申立人は平成3年1月から同年9月まで50万円の標準報酬月額に相当する給与を得ていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、かかる処理を行う合

理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から平成3年1月から同年9月までは50万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年4月1日から6年3月31日まで
株式会社Aに勤めていた時の平成4年4月からの標準報酬月額が、6年4月にさかのぼって30万円から8万円に引き下げられている。訂正処理されていることは知らなかった。調べて記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する平成4年4月から6年2月までは30万円とされていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（6年3月31日）の後の同年4月6日付けで、4年4月1日に遡^{そきゅう}及して8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、給与支払明細書から、申立人は平成4年4月から同年9月までは30万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立人は株式会社Aにおいて取締役であったことが確認できるが、同社の複数の同僚は、社会保険手続や遡^{そきゅう}及訂正手続は事業主が行ったと供述していることから判断すると、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正手続に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成4年4月から6年2月までを30万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 10 月 29 日から 33 年 4 月 21 日まで
② 昭和 33 年 12 月 24 日から 38 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①当時、A 県 B 町の実家を出て、C 県にあった「D 株式会社 E 研究所」に勤めていた。そこを辞めた時は、F 地に出て職を探し、新しい会社に勤務するつもりだったし、結婚前だったので、脱退手当金が支給されたという記憶は無い。

申立期間②当時は、F 地にあった現在の「G 株式会社」の前身の「H 株式会社」に入社し、社長秘書として勤務していた。昭和 39 年 2 月に長女が生まれて子育てのため、いずれ復職する含みで一時的に退職した。そこでも脱退手当金を受給した記憶は無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の D 株式会社 E 研究所に勤務していた厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金の支給決定日は、昭和 34 年 5 月 7 日であるが、この時、申立人は既に G 株式会社において厚生年金保険に再加入しており、制度上、脱退手当金を受給することはできないことから、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 39 年 3 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間

②の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。
これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 1606

第1 委員会の結論

- 1 申立人は申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。
- 2 また、申立人は申立期間④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和46年7月1日に訂正し、申立期間④の標準報酬月額を3万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月4日から43年9月27日まで
② 昭和43年10月1日から45年2月21日まで
③ 昭和47年1月1日から48年4月6日まで
④ 昭和46年7月1日から47年1月1日まで

社会保険庁の記録では、申立期間①から③までについて脱退手当金を受け取ったということになっているが、手続をした記憶も受け取った記憶も無い。また、退職してから約3年8か月も経過してから請求したことになっていることにも大変疑問が残るので、第三者委員会で調査した上被保険者記録として認めてほしい。

申立期間④については、昭和46年7月ごろにはすでに働いており、同年12月には社長が結婚式に出席してくれていたため調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①から③までに係る申立人の脱退手当金は、当該期間の最後の事業所を退職後約3年8か月後に支給決定されていることから、事業所が申立人の委任に基づいて代理請求したとは考え難い。

また、申立人はB組合C支店に再就職しているが、当該事業所に勤務して間もないころ同僚から厚生年金保険と共済年金が通算されるということを知り、通算年金制度を初めて知ったとしているところ、申立人の脱退手当金は当該事業所に在職中である昭和51年12月24日に支給決定されていることから、申立人が脱退手当金を受給する動機が判然としない。

なお、申立人の同僚9人について厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、A株式会社において脱退手当金の受給権を有する者は二人おり、そのうちの一人については2か月後に脱退手当金が支給決定されていた。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 申立期間④については、申立人の同僚二人は申立期間④当時申立人は確かにA株式会社に在籍をしていたと供述をしており、また、昭和46年12月にとり行われた申立人の結婚式に当該事業所の代表取締役が出席していた事実が、申立人の保有する数枚の写真及び寄せ書きから確認できることから判断すると、申立人は申立期間④において同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票の備考欄には「D」と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立人が主張する昭和46年7月1日に厚生年金保険の資格を取得していたと考えられる。

なお、昭和46年7月の標準報酬月額については、申立人の被保険者原票において取得時の標準報酬月額が3万5,000円であることが推認できることから、3万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年10月から4年4月まで53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から4年5月1日まで
② 平成4年5月1日から同年7月8日まで

社会保険事務所からの連絡で、有限会社Aで一般従業員として勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が53万円から9万8,000円に減額訂正されている。また、同社には平成4年7月8日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②の加入記録が無い。申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額及び加入期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年4月までは53万円と記録されていたことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、有限会社Aについて厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年5月1日以降の同年7月30日に、申立人を含む6人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が3年10月から4年4月までが9万8,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、有限会社Aの先代社長が急死した直後の平成4年1月28日に、会長に無断で代表取締役になってしまったが弁護士を通じて解消手続きを取り、同年3月25日に営業の一般従業員に戻されたと供述しているところ、同僚の供述及び会社登記簿謄本の記載内容から、そのことが

確認でき、申立人の供述に信憑^{びよう}性が認められることから、申立人は当該^{そきゅう}遡及訂正に係る権限を有しておらず関与もしていないものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、^{そきゅう}遡及して記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間①の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から平成3年10月から4年4月まで53万円とすることが必要と認められる。

一方、申立期間②について、同僚及び申立人の妻の供述により、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成4年5月1日）以降も申立人が引き続き同事業所に継続勤務していたと推認できるものの、社会保険庁の記録によると、当該事業所は、4年5月1日に適用事業所に該当しなくなっており、当該日付の変更記録は無い上、当該期間の雇用保険の記録も無い。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書については、当時給与管理をしていた会長が発行をしなかったため所持していないと供述しているとともに、連絡がとれた同僚も同様の供述をしていることから、申立人が社会保険料を給与から控除されていたことを確認できない。なお、同会長については、所在不明で連絡がとれず、保険料の控除についての供述が得られない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 1 日から 36 年 2 月 11 日まで
私は、昭和 36 年 2 月 10 日に A 社を退職し、37 年 3 月 * 日に結婚して、夫の実家近くの B 区 C 地のアパートに居住した。脱退手当金支給決定日とされる昭和 37 年 12 月は、退職後 22 か月も経っているし、妊娠 8 か月で、口座振り込みも無い時代に、どうやって受け取ったか不審である。私は、申立期間の脱退手当金を請求したことは無いし、支給されたことも無いので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 22 か月後の昭和 37 年 12 月 7 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 37 年 3 月 * 日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を平成5年1月から6年10月までの期間を53万円に、同年11月から7年9月までの期間を56万円に、同年10月から8年9月までの期間を53万円に、及び同年10月から9年12月までの期間を56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から10年1月31日まで
社会保険庁からの連絡により、A株式会社における平成5年1月1日から10年1月31日までの期間に係る標準報酬月額が、同年3月11日に実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から7年9月までの期間は56万円、同年10月から8年9月までの期間は53万円、及び同年10月から9年12月までの期間は56万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった10年1月31日より後の同年3月11日付けで、5年1月から9年12月までの標準報酬月額が遡及して41万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は申立期間当時、同社の商業登記簿によると取締役として登記されているものの、同社の代表取締役の妻であり社会保険事務を含む経理業務を担当していた取締役は、「申立人は、事業所において現場の職人として工事を担当しており、事業所の経営に関することは何も知らな

い。」と供述しており、さらに、同僚4人は、「申立人は事業所において現場の職人であった。」と供述していることから、申立人は社会保険関係事務に関与できる立場にはなかったものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年1月から6年10月までの期間を53万円に、同年11月から7年9月までの期間を56万円に、同年10月から8年9月までの期間を53万円に、及び同年10月から9年12月までの期間を56万円にすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月1日から同年7月31日まで
社会保険庁の記録では、株式会社Aにおける平成16年4月1日から同年7月31日までの期間に係る標準報酬月額が給与の額に見合っていない。当該期間の給与は20万円程度であり、標準報酬月額を給与の額に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によれば、当初、申立人が株式会社Aで厚生年金保険の被保険者として資格を取得した平成16年4月における標準報酬月額は、20万円と記録されているが、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった17年1月31日以後の同年2月25日に、資格取得時の16年4月までさかのぼり、9万8,000円に引き下げられていることが確認でき、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正する処理を行う合理的理由は見当たらない。

また、株式会社Aに在籍した全従業員9人の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）を確認したところ、短期間就業者を除く6人中5人について同様の^{そきゅう}遡及訂正処理が行われていた。

さらに、社会保険事務所から提出された滞納処分票によれば、株式会社Aは平成16年9月から同年11月までの社会保険料について差し押さえを予告されており、少なくとも当該期間は社会保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、商業登記簿において申立人が同社の役員でないことが確認で

きる。

これらを総合的に判断すると当該標準報酬月額については有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額は事業主が社会保険庁に届け出た当初の記録から、平成 16 年 4 月から同年 6 月までについては 20 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社における厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、平成 8 年 5 月から同年 7 月までの標準報酬月額が給与と比較して著しく低額であった。給与 (32 万円) に基づいた保険料を支払っていたので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票 (訂正・取消済資格記録) において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 32 万円と記録されていたが、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 8 年 8 月 1 日以降の 10 年 6 月 22 日付けで、申立人を含む 3 人の標準報酬月額の記録が遡及して訂正されており、申立人の 8 年 5 月から同年 7 月までの標準報酬月額が 32 万円から 16 万円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 32 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年4月1日、資格喪失日が51年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月29日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該記録を取り消し、申立人の当該事業所における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年6月29日から同年7月1日まで

退職日が昭和51年6月30日であるにもかかわらず、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たため、同年6月が被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る社会保険庁の記録は、当該事業所からの記録訂正に係る届出（平成9年5月30日付け）に基づき、既に、昭和51年6月29日から同年7月1日に資格喪失日の記録が訂正されていることが確認できるものの、申立期間は、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間にならないとされている。

しかし、当該事業所の人事記録及び退職願により、申立人が当該事業所に昭和51年6月30日まで勤務し、事業主は申立期間に係る厚生年金保

険料を給与から控除していたことを認めている。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA所における昭和50年7月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が誤った日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を控除した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年4月1日、資格喪失日が63年1月1日とされ、当該期間のうち、62年12月30日から63年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該記録を取り消し、申立人の当該事業所における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年12月30日から63年1月1日まで
退職日が昭和62年12月31日であるにもかかわらず、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たため、同年12月が被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る社会保険庁の記録は、当該事業所からの記録訂正に係る届出（平成9年5月30日付け）に基づき、既に、昭和62年12月30日から63年1月1日に資格喪失日の記録が訂正されていることが確認できるものの、申立期間は、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間にならないとされている。

しかし、当該事業所の人事記録及び退職願により、申立人が当該事業所に昭和62年12月31日まで勤務し、事業主は申立期間に係る厚生年金保

険料を給与から控除していたことを認めている。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA所における昭和62年11月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が誤った日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を控除した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和60年4月1日、資格喪失日が平成元年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月30日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該記録を取り消し、申立人の当該事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年3月30日から同年4月1日まで
退職日が平成元年3月31日であるにもかかわらず、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たため、同年3月が被保険者となっていないので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る社会保険庁の記録は、当該事業所からの記録訂正に係る届出（平成9年5月30日付け）に基づき、既に、平成元年3月30日から同年4月1日に資格喪失日の記録が訂正されていることが確認できるものの、申立期間は、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間にならないとされている。

しかし、当該事業所の人事記録及び退職願により、申立人が当該事業所に平成元年3月31日まで勤務し、事業主は申立期間に係る厚生年金保険

料を給与から控除していたことを認めている。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA所における平成元年2月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が誤った日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を控除した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和47年9月1日、資格喪失日が53年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月21日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該記録を取り消し、申立人の当該事業所における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年1月21日から同年2月1日まで

退職日が昭和53年1月31日であるにもかかわらず、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たため、同年1月が被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る社会保険庁の記録は、当該事業所からの記録訂正に係る届出(平成9年5月30日付け)に基づき、既に、昭和53年1月21日から同年2月1日に資格喪失日の記録が訂正されていることが確認できるものの、申立期間は、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならないとされている。

しかし、当該事業所の人事記録及び退職願により、申立人が当該事業所に昭和53年1月31日まで勤務し、事業主は申立期間に係る厚生年金保

険料を給与から控除していたことを認めている。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA所における昭和52年12月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が誤った日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を控除した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和50年4月1日、資格喪失日が54年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月30日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該記録を取り消し、申立人の当該事業所における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年3月30日から同年4月1日まで

退職日が昭和54年3月31日であるにもかかわらず、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届け出たため、同年3月が被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る社会保険庁の記録は、当該事業所からの記録訂正に係る届出（平成9年5月30日付け）に基づき、既に、昭和54年3月30日から同年4月1日に資格喪失日の記録が訂正されていることが確認できるものの、申立期間は、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間にならないとされている。

しかし、当該事業所の人事記録及び退職願により、申立人が当該事業所に昭和54年3月31日まで勤務し、事業主は申立期間に係る厚生年金保

険料を給与から控除していたことを認めている。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA所における昭和54年2月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が誤った日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を控除した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成8年4月から9年9月までは56万円に、同年10月から10年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から10年3月2日まで
A株式会社^に在籍していた平成8年4月1日から10年3月2日までの標準報酬月額が、10年6月4日に、さかのぼって10万4,000円に減額されたのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間について、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年4月から9年9月までは56万円、同年10月から10年2月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった10年3月2日以降の同年6月4日に申立人を含む二人の標準報酬月額が遡及して訂正処理されており、このうち申立人については、8年4月から10年2月までの標準報酬月額が10万4,000円に減額されていることが確認できる。

しかし、申立人が提出した申立期間に係る給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所のA株式会社に係る平成9年度滞納処分票によると、同社は平成10年1月分と同年2月分の社会保険料を滞納しており、その滞納の精算について、当時の事業主が社会保険事務所へ相談した記録が確認できる。

なお、申立人は、商業登記簿においてA株式会社の取締役であることが確認できるものの、複数の同僚は「B部長でC業務を担当していた」

旨の供述をしており、前記の滞納処分票の記録から判断しても、申立人が減額訂正に関与していないことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成8年4月から9年9月までは56万円、同年10月から10年2月までは53万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の、A株式会社における申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額
の記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認めら
れることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を 16 万円と訂正する
ことが必要である。
- 2 また、申立人は申立期間②のうち平成9年 11 月の厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立
人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を同年 12 月 1 日に訂正
し、同年 11 月の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。
なお、事業主は、申立人に係る平成9年 11 月の厚生年金保険料を納
付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年 11 月 1 日から 9 年 11 月 1 日まで
② 平成9年 11 月 1 日から 11 年 2 月まで

平成7年8月から11年2月まで勤務したA株式会社における、8年11月か
ら9年10月までの16万円だった厚生年金保険標準報酬月額が9万2,000円に
下げられており、同年11月以降は年金記録自体が欠落しているため、標準報
酬月額の訂正と年金記録の回復をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標
準報酬月額については、社会保険庁の被保険者資格記録において、当初、
平成7年8月から同年9月までは15万円、同年10月から9年10月ま
では16万円と記録されていた。しかし、その後の社会保険庁の記録で
は、申立人が当該事業所における被保険者資格を喪失した日（平成9年
11月1日）以降である9年11月12日に、8年11月から9年10月ま
での期間が16万円から9万2,000円に遡及^{そきゆう}して減額訂正処理されてい
ることが確認できる。

また、申立人と同一の平成9年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録のある同僚についても、同年11月5日に、当初16万円と記録されていた8年12月から9年11月までの標準報酬月額が、16万円から9万2,000円に^{そきゅう}遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、B公共職業安定所から提供された申立人に係る支給台帳照会の記録により、平成10年当時の申立人の平均月額給与が16万円程度であり、申立人が保管する預金通帳により9年10月の給与振込額が13万7,888円であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た16万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、社会保険庁の記録によると、申立人は平成9年11月1日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、当該事業所も同年11月30日に厚生年金保険適用事業所ではなくなっており、申立人自身も、9年ごろからは会社の健康保険が使えなくなり11年に退職するまでの間は無保険で過ごしたと供述している。

しかし、申立人が平成9年11月1日以降も当該事業所に継続して勤務していたことは雇用保険及び給与振込預金口座の記録により確認できるところ、申立人と同じく同年11月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚が、その保管する給与明細書により、同月の厚生年金保険料を控除されていたことが確認されることから、申立人においても、同月の厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

なお、株式会社である当該事業所は、平成9年11月30日に厚生年金保険適用事業所でなくなった以降も現在まで存続しており、申立期間当時には申立人以外の同僚も常時勤務していたことが、その供述により確認できることから、同日以降も厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を平成9年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬^{そきゅう}月額は、申立人の当該事業所における遡及訂正前の9年10月の社会保険事務所の記録から16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成9年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はこれを不明としているが、事業主は、同年11月30日に当該事業所が厚生年金保険適用事業所

に該当しないとの届出を行っており、このため、同年 11 月は適用事業所ではなかったことから、その結果社会保険事務所は、同月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月 21 日から 42 年 11 月 2 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者期間を社会保険事務所に問い合わせたところ、申立期間については、脱退手当金が支給されていると通知されたが、請求した記憶は無い。支給されたとする昭和 48 年 2 月ころは A 市に住んでおり、社会保険事務所の所在地も知らなかった。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年 10 か月後の昭和 48 年 2 月 6 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前の 3 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、5 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を含む 3 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和58年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年1月1日から同年2月3日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、株式会社A（平成7年3月4日にB株式会社に社名変更）に勤務していた期間のうち、昭和58年1月1日から同年2月3日までの期間が未加入である旨の回答をもらった。

しかし、当該期間の厚生年金保険料が控除されている給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和57年12月分から59年2月分までの給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間に株式会社Aに勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和50年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月31日から同年11月1日まで
A株式会社に勤務していたが、昭和50年11月1日に陸上勤務から海上勤務への切替えの際、厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って同年10月31日にされてしまった。1日だけ会社を辞めるはずがない。資格喪失日を同年11月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の申立人の申立期間における継続勤務及び保険料控除を行っていたという供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間にA株式会社に勤務し（昭和50年11月1日に陸上勤務（厚生年金保険）から海上勤務（船員保険被保険者）に切り替わる）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和50年9月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和50年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立てに係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年7月1日から7年1月28日まで
社会保険庁の記録では、株式会社Aにおける平成6年7月から同年12月までの標準報酬月額が、実際の給料より低い金額になっている。
正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、19万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年2月21日より後の同年3月7日付けで、申立人を含む9人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、6年7月1日から7年1月28日まで13万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は「申立期間は同事業所からB市のC社に派遣されて働いていた。給与は19万円くらいだった」と供述しているが、事業主が届け出た申立人の雇用保険の賃金月額の記録は18万2,000円であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た19万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、平成8年10月から9年8月までは44万円、同年9月から同年10月までは32万円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。
- 2 また、申立人の上記訂正期間のうち平成9年5月から同年10月までに係る標準報酬月額記録については、同年5月から同年9月までは53万円、同年10月は50万円に訂正することが必要である。
なお、事業主は、平成9年5月から同年10月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年11月1日まで
社会保険庁からの連絡により、A株式会社における平成8年10月から9年10月までの期間に係る標準報酬月額が実際の給料より著しく低く訂正されていることが分かった。当時の給与に合わせて標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年8月までが44万円、同年9月から同年10月までは32万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった10年2月16日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、8年10月から9年10月まで9万2,000円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

申立人は平成9年10月31日に同社を退職しているが、事業主は、申立人は営業部長で社会保険関係事務には関与しておらず、会社に多額の負債及び社会保険料の滞納があったことから、社会保険事務所に対する減額訂正の手続は自らが行ったと供述している。

したがって、社会保険事務所において、当該処理を^{そきゆう}遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

- 2 申立人が提出した給与明細書により、申立期間のうち、平成9年8月及び同年9月は51万8,750円、同年10月は49万円の給与を支給されていたこと、及びこれらの給与から控除されている厚生年金保険料は3か月ともに標準報酬月額59万円に相当する5万1,182円であったことが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改訂または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成9年8月及び同年9月の標準報酬月額は53万円、同年10月は50万円に訂正することが必要である。

- 3 申立人は、平成9年10月31日の同社退職後に雇用保険を受給しているが、公共職業安定所の支給台帳によると、申立人の離職時の賃金日額は1万7,291円（月額51万8,730円）であったことが確認できる。雇用保険法第17条の規定に基づき、賃金日額は離職前の6か月間に支払われた賃金から算出されていることから、申立人の平成9年5月から同年7月までの賃金は51万8,730円であったことが推認できる。

したがって、申立期間のうち平成9年5月から同年7月までの標準報酬月額は53万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間のうち平成8年10月から9年4月までに係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額のとおり、44万円とすることが必要と認められる。

- 5 なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与に基づいて標準報酬月額の届出を行ったかは不明として

いるが、給与明細書及び雇用保険の受給額から確認できる標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成9年5月から同年10月まで一致していないことから、事業主は当該期間に係る給与明細書及び雇用保険の受給額で確認できる報酬月額を届け出ておらず、したがって社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年6月23日まで
社会保険庁からの連絡により、A株式会社における平成7年10月1日から9年6月23日までの期間に係る標準報酬月額が、同月25日に実際の給料より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初26万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成9年6月23日より後の同月25日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、7年10月から9年5月までの標準報酬月額は26万円から9万2,000円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、経理事務担当者であった同僚から、「申立人は、役員として登記されていたが、実態は現場作業員であり、経理事務は担当していなかった。役員としての登記に関しても、事業主が申立人の承諾を得ることなく、勝手に役員として登記したものであり、申立人は役員として登記されたことは知らなかったはずである。」と供述していることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円にすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和56年3月から同年5月までを8万6,000円に、同年6月から59年5月までを12万6,000円に、同年6月から60年9月までを14万2,000円に、同年10月から62年9月までを11万8,000円に、同年10月から平成元年12月までを11万円に、2年1月から3年3月までを9万2,000円に、同年4月から同年6月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年3月5日から平成6年3月11日まで
A株式会社勤務時の社会保険事務所の標準報酬月額の記録と手元の給料支払明細書の支給額が見合っていないので調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額の改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、申立人が給与明細書を保管していない昭和57年11月、58年1月及び61年10月について、事業主は申立期間当時の関係資料は保管していないとしている。しかし、申立人が提出した57年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額から、同年11月の控除された厚生年金保険料は同年中の他の11か月と同額の5,670円であると推認できる上、

給与明細書の無い 57 年 11 月及び 58 年 1 月を含む 56 年 6 月から 59 年 5 月までの期間の厚生年金保険料控除額はすべて 5,670 円であることから、給与明細書の無い 57 年 11 月及び 58 年 1 月の厚生年金保険料控除額は 5,670 円と判断される。同様に、給与明細書の無い 61 年 10 月を含む 59 年 6 月から平成 3 年 3 月までの期間の給与明細書のある月の厚生年金保険料控除額がすべて 6,532 円であることから、昭和 61 年 10 月の厚生年金保険料控除額は 6,532 円と判断される。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認又は認められる厚生年金保険料控除額及び支給額から判断すると、申立期間のうち、昭和 56 年 3 月から同年 5 月までを 8 万 6,000 円に、同年 6 月から 59 年 5 月までを 12 万 6,000 円に、同年 6 月から 60 年 9 月までを 14 万 2,000 円に、同年 10 月から 62 年 9 月までを 11 万 8,000 円に、同年 10 月から平成元年 12 月までを 11 万円に、2 年 1 月から 3 年 3 月までを 9 万 2,000 円に、同年 4 月から同年 6 月までを 20 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認又は認められる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、昭和 56 年 3 月から平成 3 年 6 月までの全期間について一致していないことから、事業主は、給与明細書で控除が確認できる厚生年金保険料に相応する報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 3 年 7 月から 6 年 1 月までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額を照合したところ、両者が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、平成 6 年 2 月については、給与明細書が無いことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年9月1日まで

社会保険庁からの連絡により、平成5年10月1日から6年9月1日までの期間に係る標準報酬月額が、同年10月24日に実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年10月から6年9月までは32万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった6年9月1日より後の同年10月24日付で、申立人を含む3人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、同社の給与や社会保険事務を担当する社員であったが、平成6年7月に系列会社へ出向して同僚の女子職員に事務の引継ぎを済ませて減額訂正は知らなかったと供述しており、かつ、同僚照会に回答のあった二人の同僚は、遡及訂正の事務手続は事業主が行ったと供述している。

さらに、申立人から提出された平成5年課税証明書によると、申立人の同年の給与収入総額は約392万円であるが、当該収入総額は訂正前の標準報酬月額32万円に12月を乗じた金額に近い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり 32 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年12月まで
申立期間の国民年金保険料については、夫がまとめて納付したので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年1月に夫婦一緒に国民年金に加入後、A市役所（現在はB市役所）から国民年金保険料の未納期間の通知があり、その夫が未納分の保険料80万円くらいを納付したので、申立期間の保険料も納付しているはずだと主張しているが、申立人は、申立人の36年4月から43年6月までの保険料34万8,000円及びその夫の36年4月から46年1月までの保険料47万6,000円を55年6月25日に納付した領収書を所持しており、その合計が82万4,000円となるため、申立人の夫が納付したとする80万円くらいとほぼ一致する一方、上記の82万4,000円に申立期間を特例納付した場合の保険料額32万4,000円を加えると114万8,000円となり、納付したとする80万円くらいとは金額が乖離^{かいり}している。

また、申立人の夫も申立人同様特例納付を行っているが、申立人の申立期間と重なる昭和46年3月から50年12月までについては未納となっており、申立人及びその夫が加入後、納付した特例納付保険料を含め60歳に至るまで納付すると、それぞれ300月及び252月となり、これらはいずれも申立人及びその夫の生年月日から決められた最小受給資格要件を満たす期間である25年及び21年と合致し、事実そのとおり納付されていることから、これらを考慮し受給資格要件を満たすために必要な期間の保険料を特

例納付したことがうかがえる。

さらに、保険料を納付したとする申立人の夫は、既に他界していて証言が得られず、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、納付書が届いたら、最寄りの金融機関で納付しているはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書が届いたら、最寄りの金融機関できちんと納付したとしているが、社会保険庁の記録、A区の被保険者名簿及び申立人の国民年金手帳によれば、申立人の国民年金被保険者資格は、申立期間直前の昭和60年3月31日に喪失されており、申立人の申立期間は当該被保険者資格が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立人の申立期間の保険料は納付できなかったとするのが合理的である。

また、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から38年12月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から38年12月まで

昭和36年10月にA県の実家を出てB区に転居した際、自分の国民年金手帳を持っていくことができなかったため、同年11月にB区役所で事情を説明して国民年金への加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付していた。後でわかったことだが、実家の父も申立期間の私の分の保険料を納付していた。申立期間の保険料を重複納付していたことが認められないことについては納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年10月にA県C町の実家からB区に転居した際、自分の国民年金手帳を持っていくことができなかったため、同年11月にB区役所で事情を説明して国民年金への加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号はA県C町で払い出されたもののみであり、B区で別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

また、申立人がB区に転居した以降に申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から同年 6 月までの期間、63 年 10 月から平成元年 5 月までの期間及び元年 12 月から 3 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月から同年 6 月まで
② 昭和 63 年 10 月から平成元年 5 月まで
③ 平成元年 12 月から 3 年 7 月まで

自営業なので厚生年金保険に加入できないことから、老後は国民年金に頼ろうと夫婦一緒に保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、平成 4 年 12 月 17 日に国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、申立期間は未加入期間であることから制度上保険料を納付することはできず、記録が追加された時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、いずれの申立期間についても前後の期間がすべて厚生年金保険の被保険者期間となっており、厚生年金保険の被保険者資格喪失後の国民年金の手続に関し、申立人に確認しても申立人の記憶は曖昧である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から59年3月まで
国民年金については、昭和57年から59年までの確定申告書の控えがあり、国民年金保険料を支払っている記録があるので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和57年、58年及び59年の確定申告書の控えと、当時の国民年金保険料額を検証したところ、確定申告書の控えに記載された57年、58年及び59年3月までの保険料は1人分であり、59年4月分からは二人分の保険料額となっていることが確認でき、社会保険庁の記録と一致していることから、59年3月以前の確定申告書上の保険料額は、申立人の妻の保険料額と考えるのが自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年2月22日に払い出されており、払出日からすると、申立期間の国民年金保険料のうち56年12月以前は時効により納付することはできない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から51年9月までの期間、53年1月から54年10月までの期間、57年9月から同年10月までの期間及び平成6年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年12月から51年9月まで
② 昭和53年1月から54年10月まで
③ 昭和57年9月及び同年10月
④ 平成6年9月から同年11月まで

申立期間①について、昭和49年か50年ころ、A市かB社会保険事務所から電話で督促があり、後日自宅まで職員が来たので、そこで国民年金の加入手続をし、国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶がある。申立期間②について、53年2月ころ、私が手続をして、保険料を納めていた。申立期間③及び④についても、同様に納めていた記憶がある。申立期間について、未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④（以下「申立期間」という。）の国民年金保険料を自身で納付していたと主張しているが、申立期間に係る国民年金の加入手続、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等についての記憶が曖昧である上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成10年1月21日であり、申立期間は国民年金未加入期間であるため制度上保険料を納付することが

できず、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、口頭意見陳述により、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを裏付ける事情を汲み取ろうとしたが、具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年12月まで

国民年金の加入手続は夫がしてくれた。国民年金保険料は夫が納めてくれていたと思うが、A区へ転居後、役所から「保険料を納めないと年金がもらえない」という督促状が送られてきたときは、自分がB郵便局でまとめて納めた記憶がある。申立期間について、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料はその夫が納付したと申し立てているが、その夫が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、夫は既に他界しており、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の夫の納付記録を見ると、申立期間のうち昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料は未納であり、40年4月から43年6月までの保険料は納付済みとなっているが、この40年4月から43年6月までの分は第1回の特例納付により納付していることが確認できることから、申立期間当時は夫も申立期間の保険料は未納であったと推認できる。

さらに、申立人は、自身が郵便局で国民年金保険料をまとめて納付したこともあるとしているが、申立期間当時、A区では納付書により保険料を収納しておらず、まとめて納付したとする保険料について、納付時期、納付期間、納付金額、申立人と夫のどちらの分であったか等の記憶が曖昧である。

加えて、申立人及びその夫は、昭和38年8月4日にA区へ転居しているが、申立人の夫に係る社会保険事務所の被保険者台帳が42年8月31日に移管されていることがその夫の特殊台帳から確認できること、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号払出簿に不在の記録が42年8月9日に転出の記録に訂正されている記載が確認できること、及び申立人が所持する年金手帳にはA区の住所の記載が無いことから、申立人はA区への転居に際して国民年金の住所変更手続を行っていなかったために、申立期間当時、A区で被保険者として管理されておらず、国民年金保険料を納付できなかった可能性も否定できない。

このほか、申立人の夫が特例納付を行った時点では、申立人は厚生年金保険の被保険者である一方、申立人の夫は60歳まで国民年金保険料を完納しても老齢年金の受給要件を満たすことができなかったことから、受給要件を満たすために夫のみ特例納付を行ったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2301

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から56年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から56年1月まで

昭和46年8月に長男の出産を控えA区役所に母子手帳をもらいに行った時に、区役所の職員から国民年金の説明を受け、加入することにした。年金手帳をもらい、一生使うものだと言われた記憶がある。国民年金保険料は送られてきた納付書により、A区ではB駅近くの、C区ではD駅近くの銀行の窓口で納めた。申立期間について、未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の状況について、当初その夫が婚姻届とともに国民年金加入の届出をしたとしていたが、申立人自身が母子手帳をもらいに行った際に加入手続をしたと主張を変更するなど、申立内容に変遷がみられるほか、保険料額、納付場所等に関する記憶が曖昧である上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和56年2月19日に国民年金に任意加入していることから、申立期間は国民年金未加入期間であるため制度上保険料を納付することができないことに加え、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 2302

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 50 年 11 月 5 日に父がさかのぼって国民年金保険料を一括で納めてくれたにもかかわらず、申立期間だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 11 月 5 日にその父が国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、その時点において特例納付が可能なのは、制度上 48 年 3 月までの分であるとともに、過年度納付が可能なのは同年 7 月以降の分であることから、申立期間は制度上納付できない期間である。

また、申立人が所持する領収書は、昭和 48 年 7 月から 50 年 3 月までの過年度保険料に係るものと 47 年 4 月から 48 年 3 月までの特例納付に係るものであり、社会保険事務所では制度どおりの納付書を交付したことが確認できる。

さらに、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の保険料を納付していたとするその父は既に亡くなっているため、当時の保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から同年10月までの期間、60年2月、同年4月、同年5月、同年7月から61年3月までの期間、61年5月、同年9月から63年2月までの期間及び同年4月から平成元年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年8月から同年10月まで
② 昭和60年2月
③ 昭和60年4月及び同年5月
④ 昭和60年7月から61年3月まで
⑤ 昭和61年5月
⑥ 昭和61年9月から63年2月まで
⑦ 昭和63年4月から平成元年1月まで

私は、昭和63年6月にA市に転居し、その年の夏ころ市役所で未納分の国民年金保険料を全額支払いたいと申し出たが、職員からさかのぼって支払えるのは4年分と言われ、63年分と合わせて5年間分の納付書をもらい、市役所内の銀行で一括納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年夏ころ、申立期間①から⑦までの国民年金保険料を納付したとしているところ、社会保険庁の記録から申立期間は平成4年10月16日に国民年金の加入期間に追加された期間であることが確認でき、申立人が保険料を納付したとする昭和63年夏時点では、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できなかった。

また、申立期間に係る納付書は、現年度と過年度の2種類が交付される

こととなるが、申立人はこのことを覚えておらず、納付した保険料額も覚えていないなど納付に関する記憶が曖昧であるほか、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私が住み込みで勤めていた商店で、国民年金制度が発足した昭和35年10月に従業員全員が国民年金に加入した。年金手帳は会社が全員分を預かり、国民年金保険料を給料から天引きして事務員が集金に来た地域の集金人に一括して渡していた。全員の手帳を一つの缶に入れ、金庫から出して保険料を支払っていたのを覚えている。私も同僚と同様に36年4月から納付していたので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月ころ、勤務していた商店で同僚と一緒に国民年金に加入したとしているが、申立人及びその同僚の国民年金手帳記号番号は38年3月ころに払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立期間の国民年金保険料は手帳記号番号の払出し時点では過年度納付が可能であったものの、申立人の同僚に係る社会保険事務所の特種台帳により、申立人の同僚の保険料は38年4月から納付が開始され、申立期間の保険料は第1回の特例納付で納付されていることが確認できることから、申立人が勤めていた商店では加入時点で過年度納付は行わず、加入手続後の38年4月から現年度納付を開始したと考えるのが自然である。

また、申立人は結婚後の昭和43年7月からは国民年金保険料を自身で納付し、自ら過年度納付や特例納付を行った覚えはないとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から49年2月まで
昭和48年に結婚し、新婚旅行から帰ってきてすぐに夫が婚姻届等の手続に合わせA区役所で私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付しているはずなので、未納と言われることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年9月ころに払い出され、国民年金被保険者資格を50年9月1日に取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

また、A区役所で申立人の加入手続を行ったとするその夫は、加入手続後に年金手帳を交付された覚えはないとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその夫は、申立期間の納付方法、納付金額などの記憶が曖昧である上、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月から 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月から 2 年 3 月まで

平成 2 年 8 月か同年 9 月ごろに直接自宅に市の職員が訪れ、国民年金保険料が未納であると保険料を請求され、母がその場で現金で納付してくれたと思う。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 8 月か同年 9 月ごろ自宅に市職員が訪れ、国民年金保険料が未納であるとして請求され、その母が現金で納付してくれたとしているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母は申立期間の保険料納付についての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は平成 10 年 10 月の国民年金被保険者資格の得喪記録の追加により生じた未納期間であり、申立期間は未加入期間であることから制度上保険料を納付することはできず、記録が追加された時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間当時年金手帳は交付されず、交付された手帳は現在所持している 1 冊だけであるとしている上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年12月まで

私は、今回の年金騒動で、私の国民年金保険料に未納の期間があることが分かった。私の主人が年金の受給を受けていたときにすべて納付済みと聞いていた。私が保険料を納付してきたので、主人の保険料が納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金印紙のことは知らないが、集金人が2か月に1回集金にきて手帳かカードのようなものに判を押してもらったと主張しているが、A区では、納付組合は無く、区の職員が3か月ごとに家庭を訪問して、年金印紙を買って手帳に貼り、その場でスタンプ（検認印）を押する方法で、昭和46年3月まで行っていたとしている。

また、申立人は、申立人の夫の分を含め国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立期間以降も未納期間があり、しかも申立期間前後も未納となっており、申立人の夫の保険料は、申立期間は納付済みであるものの、申立期間以降において約10年間の未納期間があるなど、申立人がその夫の分を含めて保険料を納付してきたものと推認できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から42年2月まで

姉のAは、制度発足当初から母に国民年金の加入手続及び保険料納付をしてもらっている。

私は、申立期間当時学生であったが、亡き両親の律儀な生活態度から姉同様に私も国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してもらっていたはずである。

兄弟姉妹間で両親が差をつけるはずはなく、申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に関与していないため、当時の加入手続及び保険料の納付状況が不明である上、申立期間当時に申立人と同居していた申立人の姉Bは、国民年金に未加入であること、申立人の二人の妹も国民年金手帳記号番号は20歳当初ではなく、婚姻後に払い出されていることが確認でき、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金に加入した記録が無く、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 5 月まで
申立期間は、A株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社提出の労働者名簿により、申立期間の一部（昭和 37 年 8 月 20 日から 38 年 4 月 30 日までの間）について、申立人がA株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A株式会社では、申立期間当時の保険料控除に係る事実を確認できる資料は保存してないとしており、当時の事業主も既に亡くなっている上、同僚からも申立人の申立期間における保険料控除について供述を得られないなど、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

なお、A株式会社に申立期間当時勤務していた5人の同僚について、前述の労働者名簿に記載の入社日と社会保険事務所で確認できる資格取得日を検証したところ、5人の同僚全員が入社日からそれぞれ3か月から7か月超経過したのちに被保険者資格を取得していることが確認できた。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る事業所別被保険者名簿に記載の被保険者資格取得日と社会保険庁のオンライン記録は一致する上、申立期間に係る同被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証番号欄に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立

人自身も保険料控除についての記憶は無いとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年ごろから 48 年ごろまで

昭和 46 年から 48 年まで A 株式会社（現在は、B 株式会社）の C 市にあった D 営業所に訪問販売の営業担当として勤務していた。当時の給与明細書等はないが、参考までに当時の所長及び同僚の名前を挙げたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社 D 営業所において、正社員として訪問販売に従事していたと主張しており、当時の所長、主任及び複数の同僚の氏名をフルネーム（いずれも社会保険庁のオンライン記録から同社での記録が確認できる。）で覚えていることや同僚の供述から期間の特定はできないものの、申立人が同社の同営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 株式会社からの回答では、「同社の厚生年金保険被保険者資格得喪の一連台帳で確認したが、申立人の記録はない。また、D 営業所での勤務の有無については、資料は無く確認できかねるが、いずれの営業所においてもおおむね半年間の試用期間を設けており、申立人がそれに該当したため、加入対象外ではないかと思われる。」としている。

また、当時の所長は、「販売員は、一定の目標を達成しないと正社員の資格は取れず、また、正社員にならないと厚生年金に加入できませんでした。」と供述しており、主任も、A 株式会社 D 営業所での試用期間中は厚生年金保険に未加入であったとしており、さらに申立人よりも先に同営業所に勤務していた同僚は「私の場合、見習い期間の 7、8 か月は厚生年金保険に未加入だったと記憶している。」と供述している。

さらに、申立人は、同僚等については良く記憶しているものの、A株式会社D営業所での自らの勤務月数については記憶が曖昧であり、同僚からも、申立人が主張する期間よりも短い期間ではなかったのかという供述もある。

加えて、申立人のA株式会社における雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで
② 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 7 月 11 日まで
④ 昭和 63 年 12 月 29 日から平成元年 2 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、昭和 36 年 3 月から平成 7 年 1 月までの間に厚生年金保険の未加入期間が 4 か所あるが、申立期間①は A 株式会社、申立期間②は B 株式会社、申立期間③は C 株式会社、申立期間④は D 株式会社に勤務していたので、当該期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 36 年 11 月 6 日から A 株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在が明らかでないことから、申立人の申立期間①当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間①において被保険者であったことが確認できる上、所在の確認ができた同僚 10 人に照会したが、申立人の名前を記憶している者がいないことから、申立人の申立期間①当時の勤務状況等について供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②については、申立人は昭和 45 年 3 月 31 日まで勤務していた事業所が倒産し、資本が一部入っていた B 株式会社が従業員を引き取ってくれたことを覚えており、同年 4 月から勤務したとしている。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間②当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間において被保険者であったことが確認できる上、所在の確認ができた同僚 4 人に照会したが、4 人のうち 3 人は申立人を記憶しているが勤務期間及び保険料控除については不明としていることから、申立人の申立期間②当時の勤務状況等について確認することができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は昭和 45 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得しており、雇用保険の加入記録と一致することが確認できる。

加えて、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人は当該期間に C 株式会社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、当該事業所は昭和 59 年 7 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、当該事業所は既に事業を廃止し、当時の事業主も死亡している上、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間③当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

4 申立期間④については、申立人と一緒に前の事業所から D 株式会社に入社した唯一の同僚は、「前の事業所の残務整理等で勤務の空白があった。」と供述している。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会したが、資料が残っておらず申立人の申立

期間④に係る勤務実態は不明と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は平成元年2月1日に被保険者資格を取得しており、雇用保険の加入記録と一致することが確認できる。

加えて、申立期間④について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 5 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 44 年 4 月まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。当該期間については、株式会社Aに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの回答及び同僚3人の供述により、申立人が同社に申立期間中の一部期間については勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、申立てどおりの厚生年金保険の資格取得、資格喪失の届出及び保険料の納付等については不明であると回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況や保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所の被保険者であったことが確認できる上、所在の確認できた同僚9人に照会したが、申立人の厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も確認できない。

加えて、申立人に当該事業所における雇用保険の被保険者記録は無いほか、申立人が保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、社会保険庁の記録から、申立期間の一部の昭和 44 年 1 月から同

年4月まで国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 11 日から 39 年 3 月 13 日まで
② 昭和 43 年 11 月 26 日から 45 年 1 月 30 日まで
③ 昭和 45 年 1 月 30 日から 47 年 4 月 6 日まで

所在地も仕事内容も同じ会社だった株式会社A、B株式会社及びC株式会社に勤務した。社会保険庁の記録では、厚生年金保険に未加入期間があることになっているが毎月給料から控除されていたことを覚えている。昭和 55 年に社会保険事務所に調査を依頼した際に、給与明細書を持参して見てもらったが、当時は明細書があっても証拠にならないと返されたので必要ないと思い燃やしてしまった。調査して厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は株式会社Aに昭和 38 年 5 月 11 日から 39 年 3 月 13 日までについても継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人は、株式会社Aにおいて昭和 36 年 8 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38 年 5 月 11 日に資格を喪失した後、39 年 3 月 13 日に同社（42 年 7 月 26 日にB株式会社に名称変更）において、再度資格を取得しており、申立期間①の被保険者記録が無い。このことについて、申立人は、給与明細書が有り、厚生年金保険料が控除されていたとしているが、焼却処分したと主張しており、現在は所持していない。

また、社会保険事務所の記録によると、株式会社Aは既に厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、事業主も亡くなっていることから、

申立人が申立期間①に同社に勤務していたことを確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の株式会社Aに係る被保険者名簿から申立期間①当時、厚生年金保険に加入していた同僚 12 人に照会したところ、7人から回答が有り、そのうち一人は、申立人は同社を一度退職し、再度、入社した旨の供述をしている。

- 2 申立期間②についてはB株式会社（株式会社Aが名称変更。）は、昭和 43 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、適用事業所ではなくなった日まで在籍していた同僚二人から回答を得たが申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除についての供述は得られなかった上、申立人に雇用保険の加入記録は無い。

さらに、申立人は給与明細書で厚生年金保険料が控除されていたとしているが、焼却処分したと主張しており、現在は所持していない。

- 3 申立期間③については、申立人の勤務実態が確認できない。

また、社会保険事務所の記録では、C株式会社は、申立期間③において厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

さらに、事業主が死亡していることから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人に雇用保険の加入記録は無く、申立人は給与明細書で保険料が控除されていたとしているが、焼却処分したと主張しており、現在は所持していない。

加えて、申立人は申立期間③の全部の期間に国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

- 4 このほか、すべての申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月21日まで
私は、申立期間にA株式会社で働き、終戦後退職勧奨を受け退職したが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間の脱退手当金を受給している記録になっている。私は脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金被保険者名簿において、申立人が記載されているページの前後に記載され、厚生年金被保険者台帳がある28人の被保険者資格喪失日及び脱退手当金支給記録を確認したところ、申立人が資格喪失した昭和20年8月21日直後の同年8月31日及び同年9月17日に28人全員が資格を喪失しており、このうち脱退手当金の支給記録がある者は14人であり、いずれも資格喪失日から約1年1か月以内に支給されていることから、当時、男子で厚生年金被保険者期間が3年以上あり資格喪失後再び厚生年金被保険者となることなく1年を経過すれば脱退手当金を請求できたことを踏まえると、申立人の支給記録に不自然さはない。

また、社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」と記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月1日から24年2月28日まで
申立期間についてはA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人が記憶している事業主の息子「B」の調査をするも同人を特定することができないことから、申立人が申立期間に当該事務所に勤務していたことを確認することはできない。

また、申立人が申立期間に勤務したとする「A社」については、社会保険事務所の記録から、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

さらに、申立人は当該事業所が玩具や荒物を扱う店で、C区D地近辺に所在していたと供述していることから、「E」の「F名簿」から事業主がG姓の事業所を調査したところ、6事業所が確認できたものの、当該事業所は現存しておらず、そのすべての事業主について連絡することができないため供述を得ることができない。

加えて、上記6事業所のうち、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていた1事業所について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人の記録は無い。

その上、申立人が申立期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 21 日から 46 年 7 月 7 日まで

A 公共職業安定所の紹介で株式会社 B に入社した。入社時、給料は 30 万円、9 時から 5 時まで勤務、末日締めで翌月 5 日払いだった。会社を退職後、標準報酬月額が著しく低額であったのに気付いたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所が保管する株式会社 B の標準報酬月額が昭和 44 年 1 月から同年 9 月までは 5 万 6,000 円、同年 10 月は 6 万円、同年 11 月から 45 年 9 月までは 7 万 2,000 円及び同年 10 月から 46 年 6 月までは 7 万 6,000 円となっているところ、実際の報酬月額が 30 万円であったと主張しているが、社会保険事務所の当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間における標準報酬月額が訂正された形跡が無い上、申立期間当時の標準報酬月額の最高額は、40 年 5 月から 44 年 10 月までは 6 万円及び 44 年 11 月から 46 年 10 月までは 10 万円であることから、事業主が申立人の主張する報酬月額を社会保険事務所に届け出たとは考え難い。

また、申立期間について、申立てどおりの月額の報酬に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書、源泉徴収票等の資料が無いため、申立人の主張を確認できない。

さらに、事業所別被保険者名簿に記載されている申立人前後の十数人について調査したところ、申立人の標準報酬月額と大きな差異は無い上、当該名簿の標準報酬の記録が訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 4 年 5 月 16 日まで
社会保険事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務した期間のうち、平成 3 年 4 月から 4 年 4 月までの標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aは、平成 4 年 5 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日以降の同年 7 月 7 日付けで 3 年 4 月から 4 年 4 月までの期間が 53 万円から 8 万 6,000 円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、当該減額訂正処理については、当時の社会保険事務所の担当者の指導により、申立人の決裁のもと、処理を行ったという関係者の供述がある。

また、関係者と申立人が相談の上、減額訂正処理を行っていたという同僚の供述もある。

なお、当該事業所において、遡^{そきゅう}及して訂正が行われた被保険者は申立人のみであることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 31 日から同年 12 月 1 日まで
社会保険庁の記録ではA社での被保険者期間が1か月となっているが、同社では昭和 59 年 9 月から同年 11 月末までの3か月間働いていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」における申立人に係る厚生年金保険被保険者期間は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人のことを記憶している同僚3人からも申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述及び回答は得られなかった。

また、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる周辺事情は無い。

なお、当該事業所においては、営業成績によっては厚生年金保険の資格を喪失させる場合もあるとの同僚一人の調査票の回答も得られた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から同年7月18日まで
② 昭和43年11月1日から44年3月1日まで

社会保険事務所の記録では、昭和38年4月1日から同年7月18日までの標準報酬月額は2万4,000円、43年11月1日から44年3月1日までの標準報酬月額が2万円となっているが、特に給料が下がったわけでもないで納得がいかない

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の事業主に当時の状況を問い合わせたところ、申立期間当時の賃金台帳等は既に保管しておらず、当時の状況はわからないとしている。

申立期間②の事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、すでに会社を清算しており当時の事業主の所在も不明であることから申立人の給与に関する事項について確認できない。

また、両申立期間について、当時の同僚に問い合わせたところ当時の状況については分からないとの回答で申立期間当時の会社の状況についても確認できない。

さらに、両申立期間に係る厚生年金健康保険被保険者名簿には、さかのぼって標準報酬月額が訂正されているなど不自然な事務処理は見当たらない。

加えて、申立人は両申立期間に係る給与明細書等は持っていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 10 年 5 月 1 日から 11 年 4 月 13 日まで

申立期間のころは、私が代表取締役をしていた株式会社Aは経営が苦しい時期だったが、倒産する直前まで給料の遅配や社会保険料等の滞納は無く、通常と変わらない営業を行っていた。

ところが、申立期間当時の株式会社Aにおける私の標準報酬月額が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後の平成 11 年 5 月 11 日に勝手に^{そきゅう}遡及訂正されており納得がいけない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役として経営していた株式会社Aは平成 11 年 4 月 13 日に厚生年金保険適用事業所に該当しなくなっていたところ、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年 5 月 11 日に 10 年 5 月 1 日から 11 年 4 月 13 日までが 59 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当時の複数の社員などの申述によれば、申立人は代表取締役として会社経営の采配をふるっており、社会保険事務を含めて経営の全責任を負っていたと推認できる。

また、申立人は破産管財人など外部の第三者が標準報酬月額の引き下げに関与した事実がなかったことを認めている。

さらに、申立人の標準報酬月額を示す当時の給与明細書、賃金台帳などの資料が見当たらない。

このほか、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 3 日から 43 年 8 月 10 日まで

私は、昭和 41 年 9 月 3 日から 43 年 8 月 10 日まで株式会社Aにおいて、建築現場の監督として働いていた。会社は経理担当者もおり、社会保険関係も整っていたと記憶している。社会保険庁の記録では、この期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。これらの期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が株式会社Aに勤務していたことは、同僚の供述からうかがえる。

一方、社会保険庁の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 45 年 3 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、同社は既に解散し、当時の事業主も既に死亡しており、申立期間について申立人の雇用保険の加入記録が無い上、厚生年金保険料の控除について、同僚の具体的な供述を得ることはできなかつた。ただし、申立期間において、事業主及び複数の同僚が国民年金へ加入していることが社会保険庁の記録から確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて、これを証明できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 1 日から 62 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。有限会社Aの厚生年金保険の資格喪失日が昭和 61 年 7 月 1 日となっているが、同日以降も 62 年 7 月 31 日まで継続して勤務していた。

また、昭和 61 年 7 月 1 日からB社C支社の厚生年金保険に加入しているが、これは、同社が忙しくアルバイトを頼まれ勤務したためである。厚生年金保険料は二重に納めても加算されて受給できると聞き、有限会社Aの給与からも厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び当時の勤務実態に関する申立内容により、申立人が有限会社Aに勤務していたことはいかがわれるが、申立期間に勤務していたことについては不明であり、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 61 年 7 月 31 日に資格を喪失し、同年 8 月 11 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる上、一方では、申立人はA社C支社において 61 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得し、62 年 2 月 1 日に資格を喪失していることが確認できる。

なお、申立人は、B社C支社と有限会社Aの両事業所で厚生年金保険料を控除されていたと主張しているところ、社会保険庁の記録からは重複して厚生年金保険料を納付していることは確認できない。

また、申立人はB社C支社の厚生年金保険を昭和 62 年 2 月 1 日に資格

喪失した後、同年2月20日から同社の厚生年金保険に再加入する同年5月1日までは、有限会社Aの厚生年金保険に加入している申立人の夫の健康保険の被扶養者となり、国民年金の第3号被保険者となっていることが、社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、有限会社Aは既に廃業し、元事業主に照会するも、賃金台帳等は保存されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 26 日から 38 年 6 月 1 日まで
(株式会社A)
② 平成 10 年 5 月 31 日から 13 年 8 月 1 日まで
(有限会社B)

申立期間①の株式会社Aには申立期間を含めて4年くらい正社員として勤めていたと思う。また、申立期間②の有限会社Bにも、申立期間を含めて4年くらい正社員として勤めていた。

したがって、両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aは、昭和 36 年 4 月 26 日において厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人を含めてすべての従業員が同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

なお、昭和 36 年 4 月 26 日において当該事業所に在籍していた被保険者6人(申立人とその配偶者、事業主を除く)のうち、一人は死亡しており、4人については居所不明、一人については同僚照会に係る回答を得ることができず、申立期間①に厚生年金保険料の控除があったことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

また、申立期間①において、厚生年金保険の保険料控除を確認できる給与明細書等の資料が無い。

さらに、当該事業所の元事業主の居所が不明であり、申立人の申立てどおりの届出を行ったかどうかを含め当時の状況を確認することができなかった。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は申立期間②において有限会社Bに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は平成10年5月31日において厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人を含めてすべての従業員が同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

なお、平成10年5月31日において当該事業所に在籍していた同僚4人は、同日以後は国民年金に加入したと回答しており、社会保険庁の記録においても確認することができる。

また、C市役所によれば、申立人は平成12年5月31日に国民健康保険に加入しているとしており、同日前の期間は任意継続被保険者であったと申立人が供述している。

さらに、申立期間②において、厚生年金保険の保険料控除を確認できる給与明細書等の資料が無い。

加えて、当該事業所の元事業主の居所が不明であり、申立人の申立てどおりの届出を行ったかどうかを含め当時の状況を確認することができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月16日から61年3月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A株式会社に勤務していた昭和53年12月23日から61年4月1日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。当該期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA株式会社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A株式会社では、同社の保管している被保険者資格喪失確認通知書から申立人は社会保険事務所の記録どおり、昭和55年8月16日に、健康保険の被保険者証を添付して資格喪失の手続を行っている上、61年3月1日に資格を再取得していることが、被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から確認できる。

また、当該事業所からの回答では、申立人の申立期間に係る勤務形態については囑託として雇用されたが、事業所が申立人の給与から、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を行ったかは不明としている。

さらに、申立人は昭和55年*月*日が60歳の誕生日であることから、厚生年金保険の支給開始年齢になり同年11月13日に裁定請求手続を行い、現在に至るまで年金を受給していることが社会保険事務所の記録で確認できる。

加えて、雇用保険の記録からは昭和55年8月15日に離職した後、求職者給付等の記録が確認でき、これ以後の雇用保険期間の記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月 11 日から 53 年 8 月まで
社会保険庁の記録では、A株式会社での厚生年金保険加入記録は昭和 50 年 1 月から 51 年 4 月までとなっているが、50 年 1 月 8 日に入社以来 53 年 8 月まで正社員として勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、A株式会社において、昭和 52 年 8 月 18 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚の供述により、申立人が同年 8 月 17 日までA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間については、社会保険事務所の記録から、申立人が当該事業所において、昭和 51 年 5 月 11 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、政府管掌健康保険の被保険者証が同年 5 月 24 日に社会保険事務所に返納されていたこと、及び雇用保険の加入記録から、申立人はA株式会社を 51 年 5 月 11 日に離職していることが確認できる。

また、申立人の夫が昭和 51 年 4 月から 52 年 4 月まで勤務していた事業所に保管されていた健康保険被扶養者承認通知書により、申立人が 51 年 4 月 1 日付けで夫の被扶養者に認定されており、職業欄に「なし」の記入があることが確認できる。

なお、勤務途中からパートに変わり、厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚は、夫の扶養となり保険証が二重になったので、会社から意向を聞かれたと供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿において、

申立期間前後の健康保険の番号に欠番は無い。

加えて、当該事業所の取締役であった経理担当は、同社では厚生年金保険加入に関し、すべて入社から退職まで加入していたと回答しているが、同社は昭和 58 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、申立期間当時の資料等を保有してしないことなどから、申立人の同社での勤務状況及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 10 月 22 日から 14 年 2 月 21 日まで
② 平成 14 年 10 月 29 日から 15 年 2 月 5 日まで
A 株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間の年金記録が存在しないことが判明した。勤務していた事実には間違いはないので、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった平成 13 年の源泉徴収票、雇用保険の加入記録及びA株式会社が保管する申立人に係る給与支払明細書により、申立人が申立期間①及び②当時、当該事業所に勤務していたことは確認できるものの、同じく当該事業所が保管する申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人の資格取得日及び資格喪失日は、社会保険庁の記録と一致している。

また、当該給与支払明細書では、翌月控除方式により社会保険庁の記録にある期間のみ当該事業所における厚生年金保険料が控除されている上、申立期間における保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録では、両申立期間とも国民年金保険料納付済み期間とされており、申立人も、この間は国民年金保険料を納付していたと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月から 36 年 6 月まで

昭和 33 年 8 月から 36 年 6 月までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答を得た。

昭和 33 年 8 月から A 市 B 地の株式会社 C の D 支店に勤務し、E、F、G 市内の H、I 等の現場で仕事をしたのを覚えている。何の保険料かはわからないが給料から差し引かれていたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務期間は不明であるが、株式会社 C の D 支店の E の J と F の K の現場作業所で、申立人と一緒に勤務していたことを記憶している同僚の供述により、申立人が、申立期間の一部の期間に同社の業務に従事していたことは推認できる。

しかし、株式会社 C は、同社が保管する厚生年金保険被保険者名簿及び同社 D 支店が保管する作業所雇員台帳に、申立人の名前は見当たらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認できないとしている。

また、申立人と同じ雇用形態である雇員として同社 D 支店に入社した同僚は、同社の作業所雇員台帳により、昭和 31 年 9 月に入社したことが確認できるが、同社の厚生年金保険被保険者名簿には、入社から約 2 年 3 か月後の 33 年 12 月 12 日に資格取得の記録が確認でき、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿に記録されている資格取得日と一致している。

さらに、社会保険事務所が保管する株式会社 C の厚生年金保険被保険者

名簿において、申立期間前後の健康保険の番号に欠番は無い。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から 13 年 6 月 30 日まで
平成 13 年 9 月 26 日に、さかのぼって、11 年 9 月 1 日から 12 年 9 月までの株式会社 A での標準報酬月額が 41 万円であったものが 9 万 2,000 円に引き下げられており、12 年 10 月 1 日から 13 年 6 月 30 日までの同社での標準報酬月額が 41 万円から 9 万 8,000 円になっているのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていた株式会社 A は、平成 13 年 6 月 30 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の標準報酬月額が同日以降の同年 9 月 26 日付けで、さかのぼって、11 年 9 月から 12 年 9 月までの期間が 41 万円から 9 万 2,000 円に訂正され、12 年 10 月から 13 年 5 月までの期間が 41 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、同社の会計事務を行っていた会計事務所から提出された平成 11 年分の給与台帳によると、申立人は、同年 11 月の給与から標準報酬月額 41 万円に相当する厚生年金保険料が控除されている。

しかしながら、社会保険事務所で保管している株式会社 A に係る滞納処分票によると、同社は平成 12 年 7 月から厚生年金保険料を滞納しており、申立人と社会保険事務所との保険料滞納についてのやりとりが確認できる上、同社が社会保険適用事業所ではなくなった旨の届出に係る手続は、社会保険労務士が申立人から連絡及び相談を受けて届書を作成し健康保険組合に提出していることが確認できることから、申立人が同社の社会保険に係る手続に関与していると認められる。

また、同社の元取締役からは、「社会保険の手続や書類の作成等はいつも社長と社会保険労務士で行っていた。」との供述があることから、社会保険関係事務に関する決定権限は代表取締役である申立人が有していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、記録訂正の原因となった会社の行為がありながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当ではなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 9 年 3 月 1 日まで

平成 6 年 9 月ころ、A株式会社B部C営業所の直属の上司から、人員不足のためすぐに働いてくれないかとの依頼があった。臨時雇用で賃金は少ないが、勤務時間は1日8時間で、社会保険、雇用保険などは社員と変わらず給与から控除されると言われ承諾し、平成 6 年 10 月 1 日から勤務した。仕事の内容は、以前社員であった時と同じ内容で、給与は1日から月末までを当月 20 日支給で、残業、外勤手当等は翌月支給であった。D社の臨時雇用やパートの人は全員社会保険や雇用保険に加入する条件にあり、国民健康保険に加入した覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を上げている申立期間当時の複数の同僚の供述及び申立人から提出された流動性預金明細表により、A株式会社E支店F部から、申立人の申立期間中に給与の振込みがあったことが確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人から提出された流動性預金明細表から確認できる申立人の給与振込金額について、同じ職種かつ同じ雇用形態である同僚から提出された給与明細書の差引支給金額並びに雇用契約書に記載された時給単価及び就業時間から算出できる時間外賃金も加味したうえで比較したところ、社会保険料相当額の差が生じていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたとは推認できない。

また、G年金基金への照会から、申立人の申立期間における厚生年金基

金の加入記録は確認できない。

一方、申立人は申立期間について、国民健康保険に加入した覚えがないとしているが、H市役所へ国民健康保険の加入状況を照会したところ、申立人は、平成6年1月1日から9年3月1日まで国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 6 日から 43 年 10 月 3 日まで
厚生年金保険の被保険者期間を社会保険事務所へ問い合わせたところ、申立期間については、脱退手当金が支給されていると通知されたが、受給した記憶は無い。脱退手当金の手続についても会社から説明を受けた記憶は無く、社会保険事務所へ問い合わせ初めて脱退手当金のことを知った。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 10 月 3 日の前後 2 年以内に資格喪失した女性 6 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、5 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金の支給記録が確認できることに加えて、申立人より約 3 年 5 か月後に資格喪失し脱退手当金を受給した同僚は、「退職の相談をした際、長く勤務している女性事務員から脱退手当金の説明を受け会社が代理請求してくれた。」と具体的な供述をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 12 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 29 日から 33 年 2 月 6 日まで
② 昭和 39 年 3 月 27 日から 40 年 2 月 1 日まで

申立期間①は、A社に正社員として勤務していた時期で、入社して1か月後くらいして政府管掌健康保険被保険者証と厚生年金保険被保険者証を渡された。申立期間②は、B区にあるC株式会社に勤務していた時期で、入社後2か月くらいして厚生年金保険被保険者証と政府管掌健康保険被保険者証を渡された記憶がある。両期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社に入社し、1か月くらいして政府管掌健康保険被保険者証と厚生年金保険被保険者証を渡された記憶があると述べている。

しかし、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の資格取得及び喪失の届出について、申立てどおりの届出を行ったかは不明、保険料の納付についても不明としているほか、申立人の勤務について覚えていないとしている。

また、同僚一人は申立人の在職は知らないと供述している上、申立人が同僚とした3人は住所不明で、当時の勤務形態等を知ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険番号に欠番は無い。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料も無く、ほかに控除を

うかがわせる周辺事情も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立人はC株式会社に入社後2か月くらいして厚生年金保険被保険者証と政府管掌健康保険被保険者証を渡された記憶があるとしている。

しかし、同社は、社会保険事務所のオンライン記録で厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、唯一、適用事業所として「D株式会社」名で記録はあるものの、事業主及び所在地が相違しているほか、申立期間以前に適用事業所に該当しなくなっており、申立人が主張する事業所ではないことが確認できる。

さらに、C株式会社の事業を引き継いだE社（現在は、F株式会社）も社会保険事務所のオンライン記録で適用事業所ではないことが確認できるほか、同商会事業主は「当時のC社は出資者が3人（常勤者1人）、従業員が3人で会社の体をなしていなかった。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを確認できる関連資料も無く、ほかに控除をうかがわせる周辺事情も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 29 日から 45 年 6 月 1 日まで
株式会社Aに入社後、社長から弟の会社である有限会社Bが忙しいので、手伝いに行ってほしいと言われ週2回から3回手伝いに行くようになった。次第に有限会社Bで勤務するようになった。申立期間については1日の勤務時間は15時間、1か月の勤務日数は26日であった記憶がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の一部に有限会社Bの雇用保険加入記録がある上、従業員の供述があることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

また、申立期間当時の社会保険関係、給与計算は事業主と事業主の妻が行っていたとする申立人及び従業員の供述があるが、事業主は既に死亡しており、事業主の妻へ文書により照会を行っても回答が無いため有限会社Bの申立人の厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

さらに、社会保険庁の記録では、有限会社Bは、昭和41年9月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなって（任意喪失）おり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、加えて、申立人については、当該厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に被保険者資格を喪失したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年7月10日まで
社会保険庁の記録では、合資会社Aの資格取得日が昭和23年7月10日となっているが、実際には、同年4月に入社している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が申立期間に合資会社Aに勤務していたことはいかがわれるが、同僚照会において同期入社の子員の一人から、「その間は見習い期間だったと思う。」との供述があることから、同社が社会保険を適用する際に入社後一定の期間を経た後に加入手続を行っていた可能性がある。

また、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は無く、健保記号番号にも欠番は無い上、申立人が同期入社していたとする二人も申立人と同日の昭和23年7月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得している。

さらに、給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

加えて、事業主は、旧建物を取り壊してしまい古い書類は無く、事務担当者も既に死亡しており当時の状況は不明と述べており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。